

江東区人事行政の運営等の状況

令和7年12月

江東区人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び江東区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月江東区条例第1号）に基づき、前年度の江東区の人事行政の運営等の状況について公表します。

これは、職員の任用、給与の状況等を公表することによって、江東区の人事行政運営における公平性及び透明性を確保することを目的としています。

○ 公表項目

- I 職員の任免及び職員数に関する状況
- II 職員の人事評価の状況
- III 職員の給与等に関する状況
- IV 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- V 職員の服務、退職管理、分限及び懲戒処分の状況
- VI 職員の研修の状況
- VII 職員の福祉及び利益の保護の状況
- VIII 特別区人事委員会の業務状況

I 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用選考の状況

令和6年度における採用選考については、以下のとおり実施しました。（江東区実施分）

(1) 受験資格等

職種	採用区分	国籍要件	年齢	資格・免許
福祉	II類	無	38歳未満	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者
事務 (任期付)	III類	有	任期付職員につき 年齢制限無	
福祉 (任期付)	II類	無	任期付職員につき 年齢制限無	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者
栄養士	I類	無	30歳未満	管理栄養士の免許を有する者

※ 他の職種については特別区人事委員会で実施（特別区人事委員会の業務状況参照）

(2) 実施日程

職種	告示	第一次選考	第二次選考	最終合格発表
福祉	令和6年6月21日	令和6年8月25日	令和6年9月16日	令和6年9月27日
	令和6年10月1日	令和6年11月17日	令和6年12月15日	令和6年12月23日
	令和6年12月1日	令和7年1月11日	令和7年1月26日	令和7年2月5日
事務 (任期付)	令和6年4月11日	令和6年5月19日	令和6年6月1日	令和6年6月5日
	令和6年9月21日	令和6年11月3日	令和6年11月30日	令和6年12月4日
福祉 (任期付)	令和6年4月11日	令和6年5月19日	令和6年6月3日	令和6年6月5日
	令和6年9月21日	令和6年11月3日	令和6年11月28日	令和6年12月4日
栄養士	令和6年12月1日	令和7年1月11日	令和7年2月2日	令和7年2月7日

(3) 実施状況

職種	採用予定数	申込者数	受験者数	合格者数
福祉	約43人	32人	27人	17人
	約16人	25人	15人	9人
	若干名	9人	4人	3人
事務 (任期付)	5名程度	12人	8人	2人
	5名程度	10人	5人	3人
福祉 (任期付)	5名程度	1人	1人	1人
	5名程度	1人	1人	1人
栄養士	若干名	68人	52人	2人

2 昇任選考の状況

令和6年度における昇任選考については、以下のとおり実施しました。

(1) 主任職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

区分	受験資格	選考方法
種別A	別表1の職種に該当する1級職の者で、令和7年3月31日（以下「基準日」という。）現在、別表2の資格の基礎となる採用区分における種別Aに掲げる1級職の在職年数（年齢18歳以降のものに限る。以下同じ。）及び年	筆記検査 人物評価

	齢の要件を満たすもの	
種別B	別表1の職種に該当する1級職の者で、基準日現在、別表2の資格の基礎となる採用区分における種別Bに掲げる1級職の在職年数及び年齢の要件を満たすもの	筆記考查 人物評価
種別C	別表1の職種に該当する1級職の者で、基準日現在、別表2の資格の基礎となる採用区分における種別Cに掲げる1級職の在職年数及び年齢の要件を満たすもの	筆記考查 人物評価

<別表1>

(事務系) 事務	(福祉系) 福祉、心理	(一般技術系) 土木造園、建築、機械、電気、衛生監視
(医療技術系) 診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師		

<別表2>

選考種別		種別A		種別B		種別C	
資格の基礎となる採用区分		1級職 在職年数	年齢	1級職 在職年数	年齢	1級職 在職年数	年齢
本則	I類	5年以上	41歳未満	10年以上 20年未満	50歳未満	20年以上	58歳未満※
	II類	短大3卒		11年以上 21年未満		21年以上	
		短大2卒		12年以上 22年未満		22年以上	
	III類	高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者		13年以上 23年未満		23年以上	
		その他		14年以上 24年未満		24年以上	
		経験者〈1級職〉		10年以上 20年未満		20年以上	
特例	I類	5年以上 10年未満	41歳以上 50歳未満	5年以上 10年未満	50歳以上 58歳未満※	5年以上 20年未満	50歳以上 58歳未満※
	II類	短大3卒		6年以上 11年未満		6年以上 21年未満	
		短大2卒		7年以上 12年未満		7年以上 22年未満	
	III類	高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者		8年以上 13年未満		8年以上 23年未満	
		その他		9年以上 14年未満		9年以上 24年未満	
		経験者〈1級職〉		3年以上 10年未満		3年以上 20年未満	

- (※) 1 採用区分就職氷河期世代については、I類の区分を適用する。
- 2 資格の基礎となる採用区分II類・短大3卒及びIII類・高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者については、医療技術系に属する職種のみ適用する。
- 3 令和6年度から令和12年度までの間、種別Cの本則及び特例の受験資格における年齢要件の上限部分の規定は、下表のとおりとする。

選考年度	5	6	7	8	9	10	11	12
年齢要件の上限	54歳未満	55歳未満	56歳未満	57歳未満				

- 4 種別Cにおける年齢要件の上限部分については、当分の間、本則及び特例に定める年齢に5歳加算する。

5 基準日現在、行政職給料表（一）、医療職給料表（二）又は医療職給料表（三）のいずれかの1級の最高号給が適用されている者については、令和5年度及び令和6年度に実施する選考に限り、【種別C】の受験資格における年齢要件の上限部分を3の規定にかかわらず61歳未満とする。

② 実施状況

区分	有資格者数	合格者数
種別A	301人	57人
種別B	170人	36人
種別C	29人	0人

(2) 係長職昇任能力実証

① 対象資格及び能力実証方法

区分	対象資格	能力実証方法
種別A	① 別表の職種の職務に従事する者のうち、令和7年3月31日現在、主任の職に在職する期間が5年以上で、年齢63歳未満のもの ② 経験者B＜主任＞又は経験者（児童福祉・児童心理）＜主任＞の区分で採用され、別表の職種の職務に従事する者のうち、令和7年3月31日現在、主任の職に在職する期間が4年以上で、年齢が63歳未満のもの	人事評価
種別B	① 別表の職種の職務に従事する者のうち、令和7年3月31日現在、主任の職に在職する期間が7年以上で、年齢50歳以上63歳未満のもの ② 経験者B＜主任＞又は経験者（児童福祉・児童心理）＜主任＞の区分で採用され、別表の職種の職務に従事する者のうち、令和7年3月31日現在、主任の職に在職する期間が6年以上で、年齢50歳以上63歳未満のもの	人事評価

＜別表＞

（事務系）事務	（福祉系）福祉、心理	（一般技術系）土木造園、建築、機械、電気、衛生監視
（医療技術系）診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師		

(※) 1 令和6年度から令和12年度までの間、種別A及び種別Bの対象資格における年齢要件の上限部分の規定は、下表のとおりとする。

選考年度	5	6	7	8	9	10	11	12
年齢要件の上限	59歳未満	60歳未満	61歳未満	62歳未満				

(※) 2 基準日現在、行政職給料表(一)、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)のいずれかの2級の最高号給が適用されている者については、令和6年度に実施する能力実証に限り、種別Bの対象資格における年齢要件の上限部分を61歳未満とする。

② 実施状況

区分	有資格者数	合格者数
種別A	288人	53人
種別B	162人	11人

(3) 課長補佐職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
① 別表の職種の職務に従事する者のうち、令和7年3月31日現在、係長、担当係長、主査又はこれに相当する職に在職する期間が7年以上で、59歳未満のもの	勤務評定
② 法務の職種の者で、基準日現在係長職にあり、その在職期間が2年以上で、大学	

卒業後9年以上のもの

- ③ 会計の職種の者で、基準日現在係長職にあり、その在職期間が2年以上のもの

<別表>

(事務系) 事務、社会教育	(福祉系) 福祉、心理	(一般技術系) 土木造園、建築、機械、電気、衛生監視	(医療技術系) 診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師
---------------	-------------	----------------------------	-------------------------------------

- ② 実施状況

有資格者数	合格者数
112人	13人

(4) 管理職選考

- ① 受験資格及び選考方法

特別区人事委員会の業務状況参照

- ② 江東区における状況

有資格者数	合格者数
837人	9人

(5) 技能主任職昇任選考

- ① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
① 別表の職種の職務に従事する者で、令和7年3月31日現在、1級職に12年以上在職し、年齢59歳未満のもの ② 平成30年3月31日現在、1級職に任用されており、行政職給料表（二）2級以上が適用されているものについては、令和5年度及び令和6年度に実施する選考に限り、受験資格における年齢要件の上限部分は61歳未満	筆記考查、面接、人事評価

<別表>

(技能系) 技能 I、技能 II、技能 III、技能 IV、技能 V、技能 VI	(業務系) 事務（業務）、業務
② 実施状況	

有資格者数	合格者数
13人	1人

(6) 技能長職昇任選考

- ① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
① 別表の職種の職務に従事する者で、令和7年3月31日現在、技能主任の職に4年以上在職し、年齢59歳未満のもの ② 平成30年3月31日現在、2級職に任用されており、行政職給料表（二）3級が適用されている者については、令和5年度及び令和6年度に実施する選考に限り、受験資格における年齢要件の上限部分は61歳未満	筆記考查、面接、人事評価

<別表>

(技能系) 技能 I、技能 II、技能 III、技能 IV、技能 V、技能 VI	(業務系) 事務（業務）、業務
② 実施状況	

有資格者数	合格者数
79人	7人

(7) 統括技能長職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、令和7年3月31日現在、技能長の職に3年以上在職し、年齢42歳以上59歳未満の者	面接、人事評価

<別表>

(技能系) 技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ	(業務系) 事務（業務）、業務
-------------------------------	-----------------

② 実施状況

有資格者数	合格者数
13人	1人

3 職員数に関する状況

令和7年4月1日現在の職員数に関する状況については、以下のとおりです。(職員数には暫定再任用常時勤務職員を含み、特別職、教育長及び地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣職員は除きます。)

(1) 職種別職員数

区分	一般職員					教育職員	合計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系		
男	882人	62人	201人	7人	159人	7人	1,318人
女	605人	589人	59人	108人	37人	58人	1,456人
計	1,487人	651人	260人	115人	196人	65人	2,774人

(2) 職層別職員数

部長級	課長級	課長補佐	係長級	主任	係員	技能業務	園長	副園長	主任教諭	教諭	指導主事
42人	76人	114人	445人	746人	1,088人	196人	12人	8人	21人	20人	6人

<参考>技能業務系職員の内訳

統括技能長	技能長	技能主任	技能1級職
2人	47人	120人	27人

(3) 正規職員採用者数（令和6年4月2日から令和7年4月1日）

区分	一般職員					教育職員	計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系		
I類	114人	2人	9人	10人	—	—	135人
II類	0人	30人	0人	0人	—	—	30人
III類	10人	0人	0人	0人	—	—	10人
経験者 (1級職)	27人	3人	2人	—	—	—	32人
経験者	7人	1人	3人	—	—	—	11人

(2級職)							
技能系・業務系	一	一	一	一	一	一	0人
教育職員	一	一	一	一	一	一	0人

(注) 区分については、各選考の実施状況参照。

(4) 正規職員退職者数（令和6年4月2日から令和7年4月1日）

区分	一般職員					教育職員	計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系		
定年退職等	28人	13人	5人	0人	21人	1人	68人
勧奨退職等	7人	16人	0人	1人	3人	1人	28人
普通退職	24人	16人	2人	3人	0人	4人	49人

<参考> 職員数に関する状況中の一般職員の区分の詳細は次のとおりです。

区分	職務
事務系	一般事務・ICT
福祉系	福祉・保育士・児童指導・心理
一般技術系	土木技術・造園技術・建築技術・機械技術・電気技術・保健衛生監視・食品衛生監視
医療技術系	医師・歯科医師・診療放射線・歯科衛生士・検査技術・栄養士・保健師・看護師
技能業務系	自動車運転・介護指導・電話交換・警備・作業I・調理・用務・作業II・自動車運転II・作業III
教育職員	幼稚園教育職員・指導主事

(5) 再任用職員数（令和7年4月1日現在）

区では高齢者の知識・経験を区民サービスの向上と行政の効率的な運営に活かすため、5年間を限度に、退職者を再任用として活用しています。

暫定再任用常時勤務	暫定再任用短時間勤務	定年前再任用短時間勤務	計
99人	119人	10人	228人

II 職員の人事評価の状況

1 人事評価等の状況

(1) 管理職（部課長級職員）

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあっては、「職務目標の達成」及び「職員の指導・育成」の要素別評定及び「総合評定」により評定を行っています。

(2) 一般職員（課長補佐級以下の職員）

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあっては、「能力」、「執務態度」、「業績」の要素別評定及び「総合評定」により評定を行っています。その他、各昇任選考の際に個別評定を行っています。

(3) 幼稚園教育職員

① 園長及び副園長

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあっては、「職務目標の達成」の要素別評定及び「総合評定」により評定を行っています。その他、昇任選考の際に個別評定を行っています。

② 一般教員

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあっては、「教育指導」、「幼稚園運営」について、それぞれ「能力」、「情意」、「実績」の要素別評定及び「総合評定」により評定を行っています。その他、昇任選考の際に個別評定を行っています。

2 人事評価結果の活用状況

人事評価の結果は、職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとしており、具体的には、職員の昇任、昇給及び勤勉手当や、人材育成、配置管理等に活用しています。

III 職員の給与等に関する状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
6年度	人 541,685	千円 261,747,729	千円 7,689,955	千円 28,649,752	% 10.9	% 11.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 2,580	千円 9,497,094	千円 3,323,093	千円 4,785,414	千円 17,605,601	千円 6,824

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
江東区	39.2歳	307,612円	421,322円	387,485円
東京都	42.3歳	325,837円	470,901円	409,944円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
江東区	54.1歳	290,396円	379,994円	356,865円
うち用務員	58.8歳	282,289円	349,097円	341,289円
うち清掃職員	51.7歳	296,287円	394,090円	366,534円
東京都	50.3歳	289,995円	391,360円	357,218円
国	51.3歳	294,567円	—	337,907円

③ 小・中学校・幼稚園教育職員

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江東区	41.5歳	360,004円	483,327円
東京都	39.7歳	354,959円	458,724円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされています。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（=時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		江東区	東京都	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,500円	総合職 230,000円 一般職 220,000円
	高校卒	182,000円	188,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	177,500円	185,400円	—
幼稚園教育職員	大学卒	233,000円	241,700円	—
	短大卒	215,200円	225,600円	—

(注) 1 技能労務職は、技能VIの初任給を記載しています。

2 幼稚園教育職員の東京都の欄は、小・中学校教育職員の初任給を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	281,659円	386,505円	404,250円	399,511円
	高校卒	247,275円	329,033円	237,450円	386,187円
技能労務職	高校卒	—	287,100円	310,100円	318,600円
幼稚園教育職員	大学卒	304,350円	376,400円	448,400円	—
	短大卒	337,300円	—	—	—

(注) 技能労務職（高校卒）の経験年数10年、幼稚園教育職員（大学卒）の経験年数30年、（短大卒）の経験年数20年、25年、30年については、該当者がいません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	係員の職務	696人	42.2%	177,400円	323,900円
2級	主任の職務	438人	26.6%	231,500円	357,600円
3級	係長、担当係長又は主査の職務	314人	19.0%	254,100円	408,800円
4級	課長補佐の職務	92人	5.6%	276,700円	431,000円
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	70人	4.2%	303,500円	457,100円
6級	部長、担当部長又は参事の職務	39人	2.4%	379,400円	518,100円

(注) 1 本区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 基準となる職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 一般行政職の令和7年4月1日の勤務成績に応じた昇給の状況

区分	昇給区分	昇給号数	人数
管理職	A（極めて良好）	7号	4人
	B（特に良好）	5号	21人
管理職以外の職員	A（極めて良好）	7号	45人
	B（特に良好）	5号	331人

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

江 東 区	国	
1人当たり平均支給額（6年度） 1,829千円	—	
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.35月分 (1.40)月分 (1.15)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 15~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) 支給割合は一般職員の例で、()内は再任用職員分です。

【参考】一般行政職の勤勉手当への勤務実績の反映状況（令和6年度）

区 分	成績率の段階	成績率		人 数
		6月支給分	12月支給分	
管理職	最上位	125.20/100	124.81/100	7人
	上位	111.85/100	111.65/100	13人
係長級	最上位	119.52/100	119.39/100	43人
	上位	109.16/100	109.09/100	74人
主任	最上位	111.12/100	111.25/100	76人
	上位	105.26/100	105.32/100	135人
1級職	最上位	104.65/100	104.55/100	87人
	上位	102.12/100	102.07/100	195人

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

江 東 区	国	
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年 18.00月分 24.55月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	
勤続25年 28.00月分 32.95月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	
勤続35年 39.75月分 47.70月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分	
最高限度額 39.75月分 47.70月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額 1,693千円 20,807千円	—	

(注) 1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員の平均額です。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	2,014,794千円		
支給職員1人当たり平均支給額（6年度決算）	726,314円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）

江東区内	20.0%	2,905人	20.0%
------	-------	--------	-------

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	26,910千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	83,832円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）	12.2%			
手当の種類（手当数）	4種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	支給単価
保健・福祉業務手当	福祉事務所及び保健所職員	面接、訪問、相談及び各種検査等業務	3,161千円	日額170円 ～580円
特定危険現場作業手当	都市整備部建築課職員 総務部経理課及び営繕課、都市整備部建築課、土木部道路課及び施設保全課、教育委員会事務局学校施設課職員	昇降機等の検査業務 危険高所での検査業務	9千円	日額380円 日額270円
清掃業務従事職員特殊勤務手当	清掃事務所職員	廃棄物の処理に関連する業務	21,631千円	日額700円
児童相談所福祉業務手当	児童相談所派遣職員	一時保護業務 家庭訪問、指導、判定及び相談等業務	2,109千円	日額1,470円 日額490円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	528,485千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	201千円
支給実績（5年度決算）	479,114千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	186千円

※ 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上、時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）で、再任用短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人あたり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額)	異なる	支給額	153,368千円	190,519円
	配偶者 4,000円				
	子 9,500円				
	上記以外の扶養親族1人につき 6,000円				
	特定期間の子への加算額 4,000円				
	(16歳年度初め～22歳年度末)				
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に支給 (支給額) 職務ごとの定額	異なる	職務区分、支給額	155,358千円	1,142,338円
	部長職 127,600円 (同医療職) (142,400円)				
	重要困難課長 101,500円				
	上記以外の課長職 92,300円 (同医療職) (94,800円)				
	幼稚園長 89,600円				
	副園長 64,700円				
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 (支給額) 交通機関等の利用者 6か月定期券相当額 限度額：1か月あたり55,000円 交通用具使用者 通勤距離により2,600円～13,000円	異なる	自動車等使用距離区分	353,990千円	146,823円
住居手当	住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払う世帯主等の職員に支給 (支給額)	異なる	支給要件、支給額	111,644千円	163,941円
	月額 8,300円 満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの職員は18,700円、満27歳に達する日以後最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの職員は9,300円をそれぞれ加算				
初任給調整手当	医師、その他専門的知識を必要とする職に従事する職員に一定期間支給 (支給額)	異なる	支給期間、支給額	6,870千円	2,290,000円
	大学卒業後 1～20年 315,200円				
	同 21～40年 1年ごとに減額				

休日給 夜勤手当	休日又は深夜に勤務した職員に支給 (支給額) 休日給 1時間当たり給与額×135/100×勤務時間 夜勤手当 1時間当たり給与額× 25/100×勤務時間	同じ	—	60,451千円	235,218円
宿直手当	宿直、日直を行った職員に支給 (支給額) 宿直又は日直の1回あたり 9,300円	異なる	勤務態様、支給額	4,568千円	55,036円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督する地位にある職員が週休日又は休日及び週休日等以外の午前0時から5時までの間に勤務した場合に支給 (支給額) 部長職 12,000(6,000)円 課長職又は幼稚園長 10,000(5,000)円 副園長 8,000(4,000)円 週休日等に6時間を超える勤務の場合 150/100 括弧書きは平日夜間の勤務の場合	異なる	支給額	2,414千円	35,500円
義務教育等教員特別手当	幼稚園教育職員に支給 (支給額) 職務の級、号給による定額 (月額) 1,120円～4,150円	/	/	2,812千円	32,698円
単身赴任手当	在勤する公署の移転等に伴い、配偶者と別居し単身で生活する職員に支給 (支給額) 配偶者宅との交通距離による 基礎額 月額 30,000円 加算額 (100km以上) 6,000円～14,000円	異なる	距離制限、支給額	0円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	区長	1,157,000円		
	副区長	924,000円		
報酬	議長	924,000円		
	副議長	796,000円		
	議員	610,000円		
期末手当	区長	(6年度支給割合) 3.66月分		
	副区長	(6年度支給割合) 3.66月分		
退職手当	区長	(算定方式) 給料月額×500/100×勤続年数	(1期の手当額) 23,140,000円	(支給時期) (任期毎)
	副区長	給料月額×340/100×勤続年数	12,566,400円	(任期毎)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、令和7年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、
1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

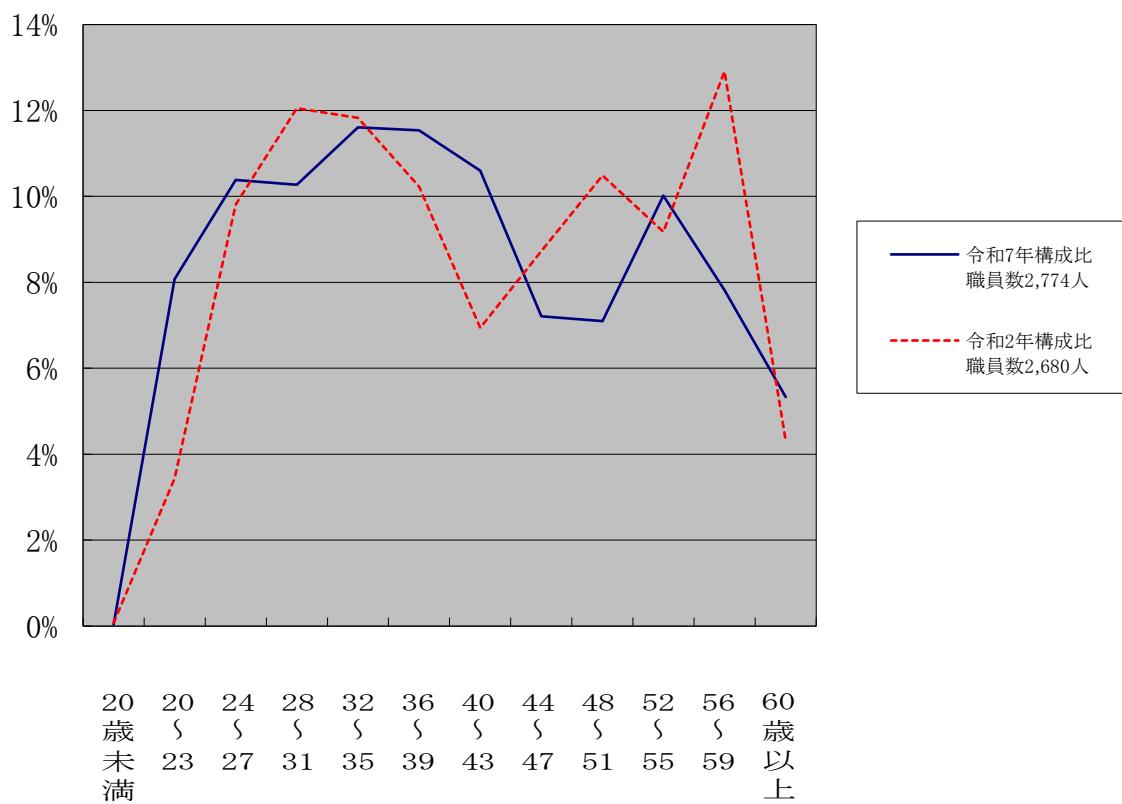
部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和7年	令和6年		
一般行政部 門	議会	15人	14人	1人	業務増
	総務	537人	489人	48人	業務増
	税務	103人	100人	3人	業務増
	民生	1,082人	1,074人	8人	業務増
	衛生	400人	394人	6人	業務増
	労働	5人	4人	1人	業務増
	商工	31人	27人	4人	業務増
	土木	259人	246人	13人	業務増
	小計	2,432人	2,348人	84人	
特別行政部 門	教育	224人	232人	△8人	退職不補充
公営企業等会計部 門	その他	118人	115人	3人	業務増
合計		2,774人 [2,970]	2,695人 [2,970]	79人 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者及び公社等への派遣職員（特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都後期高齢者医療広域連合、他の地方公共団体を除く。）を含み、暫定再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員を除いています。

2 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険事業・介護保険事業等です。

3 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	23歳	24歳	27歳	28歳	31歳	32歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	60歳以上	計
職員数	1人	224人	288人	285人	322人	320人	294人	200人	197人	278人	217人	148人	2,774人				

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の正規の勤務時間（一般的なもの）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	(職員1人の超過勤務時間)
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	(平均 5.7時間／月)

※ 施設の開始時刻及び終了時刻により変則勤務の場合があります。

2 休暇

(1) 休暇の制度概要

種類	事項	対象者等	日数等
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、原則として職員の請求する時季に与えられる年間一定数の休暇		会計年度について20日 新規採用者は採用月により異なる。
病気休暇	職員が疾病又は負傷のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	疾病又は負傷のため療養する必要がある職員	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間
公民権行使等休暇	職員が公民としての権利の行使又は公の職務の執行を行うための休暇	公民としての権利の行使又は公の職務を執行する職員	必要と認められる時間
妊娠出産休暇	出産の前後における女子職員の母体保護のため、労働基準法第65条に規定する産前産後の休養を与える休暇	出産前後の女子職員	妊娠中及び出産後を通じて引き続く16週間（多胎妊娠の場合は24週間）以内の期間
不妊治療のための休暇	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	不妊治療中の職員	日又は時間を単位として5日（体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）以内で承認
妊娠症状対応休暇	妊娠中の女子職員が、妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合の休暇	妊娠中の女子職員	引き続く10日以内の範囲において日単位で1回に限り承認
早期流産休暇	妊娠初期において流産した女子職員が、安静加療を要する等のため、勤務することが困難な場合における休暇	妊娠初期において流産した女子職員	流産した日の翌日から起算して引き続く7日以内
母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後の女子職員が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受けるための休暇	妊娠中又は出産後1年を経過しない女子職員	健康診査又は保健指導を受けるために必要と認められる時間
妊娠通勤時間	妊娠中の女子職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	妊娠中の女子職員	正規の勤務時間の始め又は終わりに、それぞれ30分又はいずれか一方には60分の範囲内

特 別 休 暇	育児時間	生後1年3月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるために休憩時間とは別に勤務時間中に与えられる時間	生後1年3月に達しない生児を育てる職員	1日2回、1回45分(計90分)
	出産支援休暇	職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産する配偶者のいる職員	出産の前後を通じて、日を単位として2日以内で承認
	育児参加休暇	職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇	出産する配偶者のいる職員	職員の配偶者の出産日の翌日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間内において5日以内で承認(※養育の必要がある子がいる場合には出産予定日の8週間前から取得可能)
	生理休暇	労働基準法第68条に定める生理日の勤務が著しく困難な女子に対する措置として、休養を与える休暇	生理日の勤務が著しく困難な女子職員	職員が請求した日数
	慶弔休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	結婚する職員、親族が死亡した職員、父母の追悼のため特別な行事を行った職員	結婚する場合…引き続く7日、親族が死亡した場合…親族の種類により定められた日数、父母の追悼のために特別な行事を行う場合…1日
	災害休暇	職員の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失等したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	自然災害により現住居が滅失又は損壊した職員	日を単位として、7日を超えない範囲内で必要と認められる期間
	夏季休暇	夏季の期間(7月1日から9月30日まで)において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇		原則として、日を単位として5日以内
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	ボランティア活動をする職員	1会計年度につき、5日の範囲内で必要と認められる期間
	リフレッシュ休暇	職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進する等、公務能率の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	①満53歳に達した者 ②満43歳に達した者	①日を単位として引き続く3日以内 ②日を単位として引き続く2日以内
	子の看護のための休暇	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員	1会計年度につき、原則として日を単位として5日以内(養育する子が2人以上の場合は10日以内)
	短期の介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	介護を必要とする配偶者、父母、子、配偶者の父母等がいる職員	1会計年度につき、原則として日を単位として5日以内(対象となる被介護者が2人以上の場合は10日以内)

介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	介護を必要とする配偶者、父母、子、配偶者の父母等がいる職員	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して6月を超えない範囲内で、3回まで。日、時間を単位として連続し、又は断続して取得
介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部について、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	介護を必要とする配偶者、父母、子、配偶者の父母等がいる職員	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護時間取得の初日から連続する3年の期間で1日2時間以内

(2) 年次有給休暇の取得状況

職員区分	取得期間	平均取得日数
一般職員	令和6年4月1日から令和7年3月31日	17.0日
幼稚園教育職員	令和6年4月1日から令和7年3月31日	12.5日

(3) 介護休暇の取得状況（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

区分	介護休暇取得者
男子職員	3人
女子職員	2人
計	5人

3 育児休業等の取得状況（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

(1) 趣旨

育児休業、部分休業及び育児短時間勤務制度は、子を養育する職員が勤務を継続しながら育児を行うことを容易にし、職業生活と家庭生活の調和を図ることで職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度です。

(2) 制度概要

種類	制度内容
育児休業	生後3歳に満たない子を養育する職員が、当該子が3歳に達する日までの期間を限度として、育児のために休業することができる制度。育児休業期間中、給与は無給。
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、主として託児しながら勤務する場合において、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間（育児時間を含む。）を超えない範囲内で、30分を単位として勤務しないことが認められる制度。取得時間に関しては給与の減額を行う。
育児短時間勤務制度	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、育児のため短時間勤務することが認められる制度。部分休業が正規の勤務時間は変わらず、その一部について勤務しないことを認められるのに対し、育児短時間勤務制度は正規の勤務時間自体が短くなる。給与は短くなった正規の勤務時間に応じて支給される。

(3) 取得状況

	育児 休業 取得 者数	部分 休業 取得 者数	令和6年度中に新たに育児休業が 取得可能となった職員				育児短 時間勤 務取 得者数
			対象 者数	うち育児 休業取得 者数	うち両休 業取得者 数	うち部分 休業取得 者数	
6年度中に新規取得した 男子職員	39人	0人	3人	42人	35人	0人	0人
5年度から引き続く者	3人	0人	8人				0人
6年度中に新規取得した 女子職員	69人	0人	29人	69人	69人	0人	0人
5年度から引き続く者	81人	6人	59人				1人
6年度中に新規取得した 職員	108人	0人	32人	111人	104人	0人	0人
5年度から引き続く者	84人	6人	67人				1人

(注) 「6年度に新規取得した職員」欄の上段は令和6年度に新たに取得した者、下段は令和5年度以前から引き続き取得している者の人数とします。なお、上段は令和6年度中に取得可能となり取得した者のほか、令和5年度以前に取得可能となり令和6年度から新たに取得した者を含みます。また、「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員」の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」、「うち育児短時間勤務取得者数」は一致するものではありません。

V 職員の服務、退職管理、分限及び懲戒処分の状況

1 退職管理の状況

職務の公正な執行及び区民の信頼確保の観点から、「江東区職員の退職管理に関する条例」を定め、課長級以上で退職した元職員への再就職情報の届出を義務付けるとともに、届出のあった再就職情報について、公表することとしています。

退職時に課長級以上であった職員の再就職状況

(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの退職者)

0人

2 分限処分の状況（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合、又は、予算・定数・職制に比べて職員数が過大になった場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、公務能率の維持と向上を図ることを目的としています。

区分	一般職員	幼稚園教育職員
降任	0人	0人
免職	0人	0人
休職	39人	0人
降給	0人	0人
計	39人	0人

(注) 前年度より引き続き休職中の者を含む。

3 懲戒処分の状況（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

懲戒とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分であり、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としています。

区分	一般職員	幼稚園教育職員
戒告	0人	0人
減給	1人	0人
停職	3人	0人
免職	0人	0人
計	4人	0人

VI 職員の研修の状況

1 研修の状況（令和6年度実施分）

(1) 江東区実施研修の状況

区分	研修名	対象	回数	日数	参加人員
職層研修	新任研修（ビジネスマナー）	新規採用職員	6回	1日	178人
	新任研修（講義）		1回	2日	185人
	新任研修（施設見学）		2回	1日	171人
	新任研修（宿泊）		1回	2日	155人
主任研修	転任研修（講義）	都区間等交流の転入職員	1回	2日	8人
	転任研修（施設見学）		2回	1日	7人
任期付職員研修	入区2年目研修(コミュニケーション)	入区2年目の職員(経験者採用職員を除く)	4回	2日	108人
	入区3年目研修(説明力向上)	入区3年目の職員(経験者採用職員を除く)	4回	1日	93人
	主任1年目研修(指導力・補佐力向上)	主任1年目の職員	2回	1日	72人
	主任3年目研修(体験学習)	主任3年目の職員及び経験者<主任I>採用2年目の職員	16回	2~3日	58人
	主任5年目研修(政策ディベート)	主任5年目の職員及び経験者<主任I>採用4年目の職員	3回	3日	56人
	技能主任研修	技能主任1年目の職員(清掃職員を除く)	中止		
	キャリアデザイン研修	現任・主任で50歳の職員	2回	1日	17人
	係長級1年目研修(政策形成)	係長級1年目の職員	2回	4日	33人
	係長級1年目研修(マネジメント)		2回	2日	36人
	係長級1年目研修(OJT指導者養成)		2回	1日	44人
	係長任用前研修	R7年度係長任用予定者	2回	1日	57人
	人事評価制度研修(係長)	係長任用1年目の職員及び転任の係長	1回	1日	49人
	課長補佐研修	R6年度課長補佐1年目の職員	1回	1日	22人
	新任技能長研修	技能長1年目の職員(清掃職員を除く)	1回	1日	1人
	管理職1年目研修(判断力向上)	管理職1年目の職員及び転任の管理職	1回	1日	13人
	人事評価制度研修(管理職)	管理職1年目の職員及び転任の管理職	1回	1日	11人
	人事評価制度 評定者研修	第一次評定者	2回	1日	68人
	公務員倫理研修(不祥事防止)	全職員	4回	1日	539人
	新規再任用予定者研修	R7年度新規再任用予定者	2回	1日	60人
清掃職員研修	公務員倫理	清掃事務所の全職員	3回	1日	137人
	同和問題(3年毎、次回R7年度)		0回	0日	0人
任期付職員研修	新任研修(公務員倫理)	任期付新規採用職員	0回	0日	0人
	任期付職員研修		1回	1日	3人

実務研修	サービス	希望する職員	1回	1日	29人
	予算		1回	1日	56人
	会計・契約		1回	2日	57人
	文書		1回	2日	31人
	情報公開制度・個人情報保護制度		1回	2日	20人
	救急措置		5回	1日	27人
	I T(パワーポイント初級)		4回	1日	7人
	〃(パワーポイント中級)		1回	1日	9人
	〃(ワード・エクセル初級)		1回	1日	4人
	〃(ワード中級)		2回	1日	19人
	〃(エクセル中級)		3回	1日	27人
	庁内 LANシステム操作研修(文書管理システム)		3回	1日	83人
	庁内 LANシステム操作研修(勤怠管理システム)		1回	1日	25人
特別研修	人権研修	全職員	4回	1日	292人
	公務員倫理研修(eラーニング)	全職員	1回	1日	2,155人
	接遇リーダー養成研修	各職場で接遇の指導的立場にある職員	2回	1日	41人
	O J T指導者養成研修(管理職)	R6年度転入管理職の職員	1回	1日	1人
	障害者雇用マネジメント力向上	希望する職員	1回	1日	7人
	障害者雇用理解促進研修(精神・発達障害)(eラーニング)	全職員	1回	1日	875人
	自治体DX実践研修	係長級以下の職員	3回	1日	70人
	幹部職員勉強会	管理職	2回	2日	41人
講座 ・ 講習会 ・ 講演会	不当要求防止責任者講習会(3年毎)	係長級の職員	0回	0日	0人
	管理職選考対策講座	管理職選考受験資格を有する者で希望する職員	1回	2日	9人
	江東未来づくり人材塾	新規採用職員	3回	1日	20人
派遣研修		担当職員	190回	1~5日	342人
職場内研修		各課・係	46回	1~2日	1,567人
自己啓発 助成制度	自己啓発助成制度(一般)	希望する職員			21人
	自己啓発助成制度 (一級建築士資格取得枠)				1人
	会計年度任用職員資格取得助成				12人
計					8,029人

(2) 特別区職員研修所実施研修の状況

区分	研修名	対象	回数	日数	参加人員
共同研修	新任研修（記念講演）	新規採用職員（経験者採用除く）	1回	1日	178人
	新任研修（前期）	新規採用職員（経験者採用除く）	5回	3日	150人
	新任研修（後期）	新規採用職員（経験者採用除く）	5回	2日	152人
	新任研修（経験者）	新規経験者採用職員	2回	2日	20人
	現任研修	入区4年目の職員及び経験者<1級職>入区2年目の職員	14回	3日	85人
	係長研修	係長級2年目の職員	4回	3日	33人
	管理職昇任前研修	管理職選考合格者で、R6年度に課長補佐の職員	2回	5日	14人
	管理職研修（議会答弁）	管理職選考合格者で、R6年度に課長補佐の職員	6回	2日	7人
	管理職研修(メディアトレーニング)	管理職の職員	1回	1日	0人
	管理職研修(メンタルヘルス)	管理職3年目の職員	3回	1日	10人
清掃研修	新任技能	新規採用技能系清掃職員	3回	2日	8人
	現任技能	採用後5年目、10年目の技能系清掃職員	1回	2日	0人
	技能主任	技能主任1年目の清掃職員	2回	3日	3人
	新任技能長	技能長1年目の清掃職員	1回	3日	4人
	技能長（3年目）	技能長3年目の清掃職員	2回	3日	1人
	統括技能長	統括技能長1年目及び3年目の清掃職員	1回	2日	0人
	転入（同和問題）	清掃事業主管部署に異動してきた職員	3回	1日	6人
専門研修	専門研修	担当職員	81回	1~5日	180人
	児童相談所関連研修	担当職員	33回	2~7日	47人
	ステップアップ研修	希望する職員 ※一部を係長研修(江東区)として受講	61回	1~2日	174人
	自治体経営研修	希望する職員 ※一部を管理職研修(江東区)として受講	4回	1日	44人
	サポート研修	希望する職員	25回	1~2日	73人
	調査研究		18回	1日	102人
	連携講座		6回	1~5日	5人
計			1,296人		

(3) 第五ブロック（墨田・江東・足立・葛飾・江戸川）実施研修の状況

研修名	対象	回数	日数	参加人員
アスリートマインド研修	希望する職員	1回	1日	5人
計				5人

(4) その他の機関（国・その他）実施研修の状況

研修機関名	対象	回数	日数	参加人員
国（総務省等）	希望する職員	8回	1～5日	22人
特別区協議会	希望する職員	15回	1～5日	30人
計				52人

(5) 幼稚園教育職員に係る研修の実施状況（江東区・東京都実施分）

区分	研修名	対象	回数	日数	参加人員
職層	新規採用教諭研修	新規採用教諭	1回	10日	0人
	副校園長研修	副園長	1回	2日	14人
	新任転任管理職研修会	新任管理職、区内異動者を除く転任管理職	1回	2日	2人
	校園長研修	園長	1回	1日	15人
	評価者訓練	専任園長	1回	1日	12人
実務	保育実践研修	学級担任	1回	2日	31人
課題	幼児教育の道徳性育成研修会 ※	全教員及び保育士等	0回	0日	0人
	特別支援教育コーディネーター	コーディネーター	1回	3日	6人
	保幼合同研修 ※	全教員及び保育士	1回	2日	345人
計			425人		

「※」についている研修名は、参加人員に保育士を含みます。

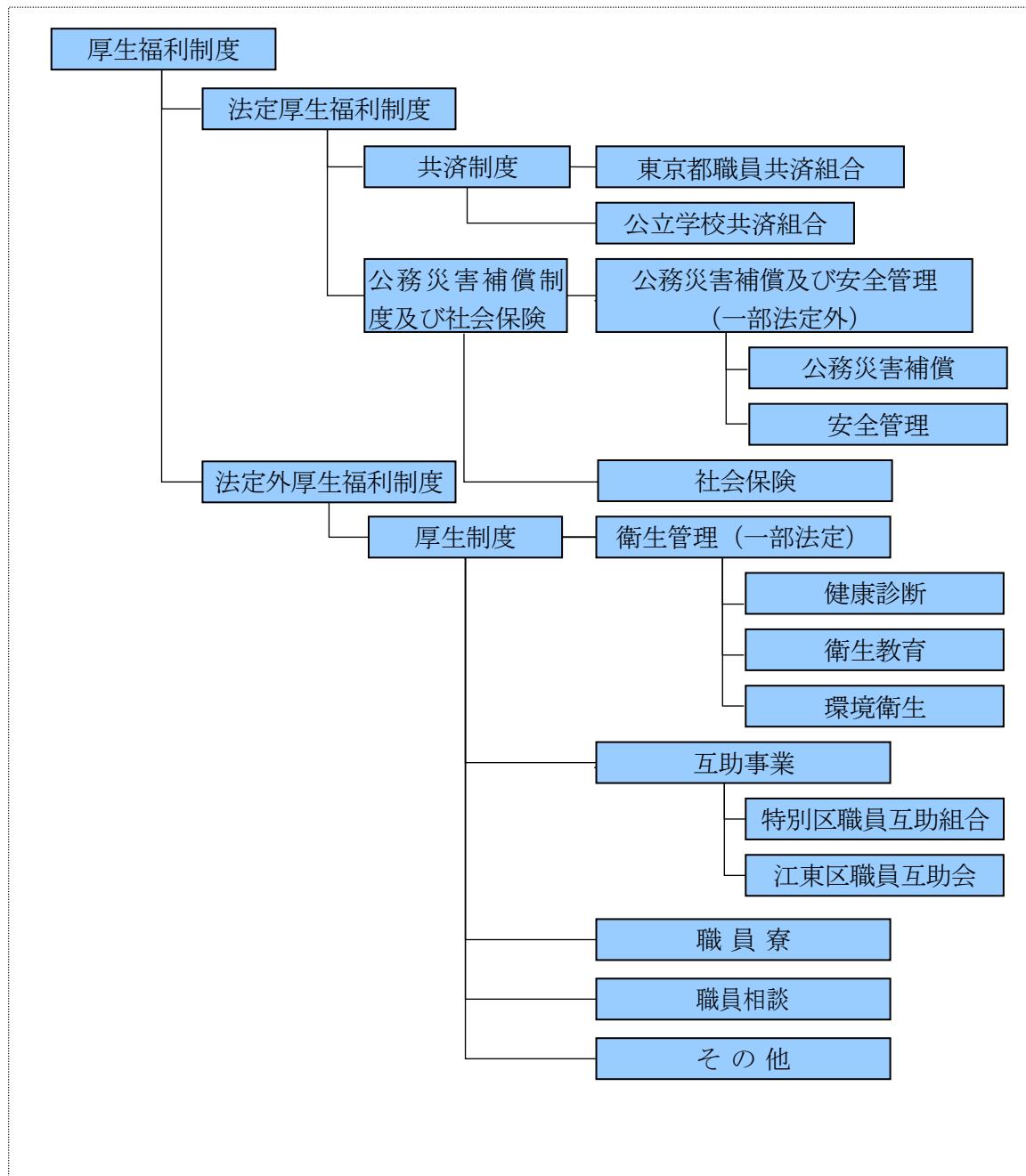
(6) 幼稚園教育職員に係る研修の実施状況（特別区人事・厚生事務組合教育委員会実施分）

区分	研修名	対象	回数	日数	参加人員
職層	2年目フォロー研修	2年目教諭	1回	6日	0人
	幼稚園主任教諭研修Ⅰ	主任教諭昇任者	1回	4日	5人
	幼稚園主任教諭研修Ⅱ	主任教諭昇任後3年目から5年目程度の者	1回	2日	2人
	管理職候補者養成研修	副園長第1次選考受験資格を有し、教育委員会から研修生として推薦を受けた者	1回	2日	0人
	管理職昇任前研修	副園長第1次選考を合格した者	1回	1日	1人
	新任管理職・管理職候補者研修	副園長昇任者・1次選考を合格し、未昇任の者	1回	8日	0人
	新任園長研修	園長昇任者	1回	4日	1人
	園長・副園長等専門研修	園長・副園長	1回	3日	16人
計			25人		

VII 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 厚生福利制度の体系

地方公務員法は、職員の厚生福利を図る制度として、厚生制度（地方公務員法第42条）、共済制度（地方公務員法第43条）を定め、また厚生福利制度とは別に公務災害補償制度（地方公務員法第45条）を規定しています。共済制度や公務災害補償制度などのように、特別法により事業内容がほぼ法定されているものを「法定厚生福利」、地方公務員法第42条に基づき実施するもの等を「法定外厚生福利」と呼んでいます。



2 東京都職員共済組合

地方公務員及びその家族の生活の安定と福祉の増進を図り、公務の能率的運営の助けとなるよう地方公務員等共済組合法に基づいて設立されています。地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、災害若しくは死亡に関して短期給付又は長期給付を行っています。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
短期給付事業	<p>この事業は健康保険に相当するもので、法律により給付の種類や内容が定められた「法定給付」と法令の定める基準に従って実施している「附加給付」があります。</p> <p>【給付の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">① 組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産又は死亡に関する給付・・・法定給付② 組合員の休業に関する給付・・・・・・・・・・・・・・・・法定給付③ 組合員とその被扶養者の災害に関する給付・・・・・・・・・・・・法定給付④ ①・②の給付に加えて支給する給付・・・・・・・・・・・・附加給付
長期給付事業	<p>この事業は、組合員等を対象としている他の二つの事業とは異なり、組合員が退職（又は死亡）した後に給付の対象となります。</p> <p>退職後一定の年齢になったときや在職中の傷病がもとで心身に障害が生じて退職したとき、又は死亡したときに、退職後の生活やあとに残された家族（遺族）の生活の安定を図るため、年金などの支給を行っています。</p> <p>【給付の種類】</p> <ul style="list-style-type: none">① 老齢厚生年金（第3号）…生年月日に応じた支給開始年齢から受けられる特例支給の老齢厚生年金及び65歳から受ける本来支給の老齢厚生年金に分けられます。（経過措置があります。）② 障害厚生年金…組合員である期間に初診日の属する傷病により、一定の障害状態になったとき支給されます。③ 障害一時金…組合員である期間に初診日がある傷病により、障害厚生年金に該当しない程度の一定の障害状態になったとき支給されます。④ 遺族厚生年金…組合員、元組合員（退職をしているがまだ年金を受給していない方）及び年金受給者が死亡したときに、その遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母）に支給されます。
福祉事業	この事業は、短期・長期の給付事業以外に、組合員とその家族がより健康で豊かに生活できるよう、特定健康診査・特定保健指導や人間ドック利用助成、委託保健施設などの保健事業、保養施設・アジュール竹芝等の宿泊事業を行っています。

(2) 各事業の費用等の状況

共済組合で行う事業に必要な経費は、短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業の各事業ごと定められ、組合員の掛金と地方公共団体（事業主）の負担金をもって充てられています。

各事業に要する費用の負担割合は、短期給付事業に係る育児・介護休業者の公的負担分及び長期給付事業の公的負担分を除き、組合員と地方公共団体で折半となっています。なお、各事業の財源率は共済組合等の定款で定められています。

(令和7年3月31日時点)

	短期給付事業		長期給付事業	福祉事業
	短期分	介護分		
掛金 (組合員)	標準報酬月額× 41.8000/1000	標準報酬月額× 9.3200/1000	標準報酬月額× 99.0000/1000	標準報酬月額× 1.7600/1000
	期末手当等× 41.8000/1000	期末手当等× 9.3200/1000	期末手当等× 99.0000/1000	期末手当等× 1.7600/1000
負担金 (事業主)	標準報酬月額× 42.7100/1000	標準報酬月額× 9.3200/1000	標準報酬月額× 138.6953/1000	標準報酬月額× 1.7600/1000
	期末手当等× 42.7100/1000	期末手当等× 9.3200/1000	期末手当等× 138.6953/1000	期末手当等× 1.7600/1000

3 特別区職員互助組合

特別区及び特別区の一部事務を共同処理する一部事務組合職員の相互共済及び福利厚生増進を図ることを目的として設立され、組合員数のスケールメリットを活かした保険事業やライフプラン事業等を行っています。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
保険事業	○グループ保険 ○グループ医療保険 ○三大疾病保険 ○療養プラン ○長期療養プラン ○入院サポート保険 ○がん保険 ○介護一時金プラン ○傷害保険 ○積立年金保険 ○団体取扱生命保険 ○団体取扱損害保険
ライフプラン事業	○ライフプランセミナー50 ○退職準備セミナー ○介護講座 ○経済セミナー ○子育て支援セミナー ○自己啓発支援
相談事業	○職員相談室 ○ダイヤル健康相談
会員制施設事業	○宿泊施設 ○スポーツ施設
生活支援・リフレッシュ事業	○住宅ローン・自動車ローン・教育ローン・カードローンのあっせん ○割引施設 ○夏冬季日帰り施設 ○チケットの割引 ○指定店

(2) 事業運営費用等の状況

事業に必要な経費は、組合員が負担する組合費と各種保険の事務手数料等によってまかなわれています。令和6年度の組合費は給料月額の1000分の1.7となっています。

(3) 組合員数

各区等の組合員総数は、67,868人（令和7年1月1日現在）となっています。

4 江東区職員互助会

江東区職員の福利厚生と職員相互の親睦を図るために設けられた任意団体で、職員の身近な福利厚生事業を実施しています。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
給付事業	○結婚祝金 ○出産祝金 ○入学・卒業祝金 ○傷病見舞金 ○弔慰金 ○災害見舞金
文化事業	○サークル団体助成
厚生事業	○各種レクリエーション
カフェテリアプラン事業	○リフレッシュ、健康、育児・介護、自己啓発などのメニューを利用した場合、自己負担額の1/2を限度として助成（基本年間限度額2万2千円）
福利事業	○人間ドック利用助成 ○退職者支援事業 ○インフルエンザ予防接種利用費用助成
貸付事業	○一般生計資金貸付金 ○特別生計資金貸付金 ○育児休業資金貸付金 ○住宅資金貸付金 ○進学資金貸付金

(2) 事業運営費用等の状況（令和6年度決算額）

事業に必要な経費は、会員から徴収する会費と区の交付金でまかなわれ、会費と区交付金の負担割合は 1:0.8 となってています。カフェテリアプラン事業以外の事業については会費を運営費用としています。

会員区分	会費収入額 (会費割合)	区交付金額	会員数 (令和7年3月31日)	一人当たり 区交付金額
一般会員	49,132,062円 (給料月額×5/1000)	38,797,120円	2,796人	13,876円
会計年度会員	513,600円 (月額200円)	410,880円	212人	1,938円
合計	49,645,662円	39,208,000円	3,008人	—

5 公立学校共済組合

地方公務員等共済組合法に基づいて設立された法人で、公立学校の教職員をはじめ、都道府県教育委員会に所属する職員などにより組織されています。

組合員の相互救済による給付事業及び福祉事業を行い、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の増進を図るとともに、公務の能率的運営に資することを目的としています。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
短期給付事業	組合員やその被扶養者の病気、負傷、出産、休業、災害などに関して給付金を支給しています。民間の健康保険に相当する事業です。
長期給付事業	被用者年金制度の一元化により、民間と同様の老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金等の給付を行っています。これに加え、組合員期間に応じた経過的職域加算（共済年金）と年金払い退職給付の給付を行っています。
福祉事業	組合員の福祉、健康の保持増進や日常経済生活を支援することにより、豊かな生活の維持向上を目指すための事業を行っています。 ○人間ドック・特定健康診査等の保健事業 ○保健施設の開設や保養施設などの宿泊事業 ○住宅資金等の貸付事業

(2) 各事業の費用等の状況

共済組合の行う事業の主な財源は、組合員から徴収する掛金と、地方公共団体等（事業主）が納付する負担金からなっています。

	短期給付事業		長期給付事業	福祉事業
	短期分	介護分		
掛金 (組合員)	標準報酬月額× 46.6000/1000	標準報酬月額× 8.0400/1000	標準報酬月額× 99.0000/1000	標準報酬月額× 1.4100/1000
	期末手当等× 46.6000/1000	期末手当等× 8.0400/1000	期末手当等× 99.0000/1000	期末手当等× 1.4100/1000
負担金 (事業主)	標準報酬月額× 46.6000/1000	標準報酬月額× 8.0400/1000	標準報酬月額× 140.5939/1000	標準報酬月額× 1.4100/1000
	期末手当等× 46.6000/1000	期末手当等× 8.0400/1000	期末手当等× 140.5939/1000	期末手当等× 1.4100/1000

※令和7年9月時点

6 公務災害・通勤災害の状況（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

区分	一般職員
公務災害	27件
通勤災害	9件
計	36件

7 職員健康診断の状況

令和6年度における職員の健康診断は計15種について実施しました。主な健康診断の実施状況は次のとおりです。

(1) 一般職員

主な健康診断	受診者数
定期健康診断	延3,609人
消化器系健康診断	延2,961人
婦人健康診断	延4,954人
情報機器作業従事者健診	966人

(2) 幼稚園教育職員

主な健康診断	受診者数
教職員結核・循環器系検診	延87人
教職員胃検診	延33人
教職員大腸がん検診	延34人
教職員婦人科健康診断	延65人

8 職員健康相談の状況（令和6年度）

名称	実施内容	件数
健康相談	保健師による健康診断事後フォロー及び新規採用職員面談等を隨時実施	330件
メンタルヘルス相談	産業医による休職者等の職場復帰前後のフォローフェイシャル面談及び過重労働による心身の健康相談等を原則月4回実施	184件
	臨床心理士によるカウンセリングを月2回実施	112件

9 職員貸与被服の状況（令和6年度の主な貸与実績）

種別	貸与対象	貸与期間	貸与数
作業服	土木現場での作業等及び一般用務に従事する者	1～5年	266 着
清掃作業服	清掃事務所においてごみ収集・運転業務等に従事する者	1～4年	225 着
保育園業務服	保育士、保育園等において賄い及び業務に従事する者	2年	351 着
業務服	福祉社会館・児童館等において指導及び用務に従事する者	1～2年	249 着
防寒着・雨衣	出張・調査・作業等屋外での業務（清掃を含む）に従事する者	2～5年	211 着
業務靴・布靴	福祉、児童指導、用務、保育士	1～3年	748 足

10 職員寮の状況（令和7年4月1日現在）

名称	室数	入寮者数	使用料
古石場職員寮	19室	12人	35,000円/月

VIII 特別区人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験等

令和6年度における採用試験等については、以下のとおり実施しました。

① 受験資格等

採用区分	職種 (試験・選考区分)	国籍要件	年齢	経歴・資格・免許	その他
I類	事務（一般事務）	有	22歳以上32歳未満		<ul style="list-style-type: none"> 活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務（一般事務）については点字による出題に対応できる人も受験できる。） 22歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める人
	事務（ICT）				
	土木造園（土木）				
	土木造園（造園）				
	建築				
	機械				
	電気				
II類	福祉	無	22歳以上30歳未満	社会福祉士、児童指導員又は保育士（注4）	<ul style="list-style-type: none"> 活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務（一般事務）については点字による出題に対応できる人も受験できる。） 22歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める人
	心理		40歳未満	心理学科を卒業した人又はこれに相当する人	
	衛生監視（衛生）	有	22歳以上41歳未満	食品衛生監視員及び環境衛生監視員	
	衛生監視（化学）				
	保健師	無	22歳以上40歳未満	保健師	
III類	事務（一般事務）	有	18歳以上22歳未満		<ul style="list-style-type: none"> 活字印刷文又は点字による出題に対応できる人
（注1）障害者	事務（一般事務）	有	18歳以上61歳未満	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳等の交付を受けている人（注5） 活字印刷文又は点字による出題に対応できる人 	
経験者1級職	事務（一般事務）	有	61歳未満	民間企業等での業務従事歴が4年以上ある人 (児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務	<ul style="list-style-type: none"> 活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務（一般事務）については点字による出題に対応できる人（ただし、事務（一般事務）については点字による出題に対応できる））
	事務（ICT）				
	土木造園（土木）				
	建築				
	機械				

	電気	無	従事歴が 2 年以上ある人（注 3））	は保育士の資格を有していること（注 4）。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）	人も受験できる。）			
	福祉							
	児童福祉							
	児童指導							
	児童心理							
経験者 2 級職（主任）	事務（一般事務）	有	民間企業等での業務従事歴が 8 年以上ある人（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が 3 年以上ある人（注 3））	当該職種に関連する業務に従事（ただし、福祉・児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること（注 4）。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）				
	事務（ICT）							
	土木造園（土木）							
	建築							
	福祉	無	民間企業等での業務従事歴が 12 年以上ある人（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が 5 年以上ある人（注 3））	当該職種に関連する業務に従事（ただし、児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること（注 4）。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）				
	児童福祉							
	児童指導							
	児童心理							
経験者 3 級職（係長級）	事務（ICT）	有	民間企業等での業務従事歴が 12 年以上ある人（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が 5 年以上ある人（注 3））	当該職種に関連する業務に従事（ただし、児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること（注 4）。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）				
	児童福祉	無						
	児童指導							
	児童心理							
就職氷河期世代（注 2）	事務（一般事務）	有	昭和 45 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までに生まれた者	・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人				

(注 1) 障害者を対象とする採用選考の略

(注 2) 就職氷河期世代を対象とする採用試験の略

(注3)児童相談所等での業務従事歴については、下記の経験を指す。

児童福祉：児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における相談援助業務経験

児童指導：児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における直接処遇業務経験

児童心理：児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務経験

(注4)試験区分「福祉」「児童福祉」「児童指導」における受験資格の「経歴・資格・免許」のうち「保育士」については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人

(注5)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている人、又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人

② 日程

区分	I類採用試験 【春試験】	I類採用試験 【秋試験】 (土木造園(土木)・建築)	III類採用試験	経験者採用試験・選考	障害者を対象とする採用選考	就職氷河期世代を対象とする採用試験
告 示	3月8日	7月23日	6月20日	6月20日	6月20日	6月20日
申込受付	3月8日～ 3月25日	7月23日～ 8月6日	6月20日 ～ 7月11日	6月20日 ～ 7月11日	6月20日～ 7月11日 ※郵便申込は 7月10日消印 有効	6月20日～ 7月11日
第1次試験・選考 (筆記)	4月21日	9月8日	9月8日	9月1日	9月8日	9月1日
第1次合格発表	6月14日	10月9日	10月18日	10月18日	10月9日	10月18日
第2次試験・選考 (面接)	7月8日～ 7月18日	10月20日	10月31日 11月1日	10月26日・ 27日、11月 2日・3日・ 4日	10月28日・ 29日・30日	11月4日
最終合格発表	7月22日 (技術系) 7月30日 (技術系以外)	11月15日	11月15日	11月15日	11月15日	11月15日

※ 技術系の試験区分は、土木造園（土木）・土木造園（造園）・建築・機械・電気です。

③ 実施状況

(単位：人)

採用区分	職種 (試験・選考区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数		
		6年度	5年度	比較 増△減	6年度	5年度	比較 増△減	6年度	5年度	比較 増△減
I類 【春試験】	事務（一般事務）	7,580	8,541	△961	6,868	7,668	△800	3,035	3,013	22
	事務 (ICT)	78	—	78	59	—	59	27	—	27
	土木造園 (土木)	150	196	△46	132	186	△54	64	105	△41

採用区分	職種 (試験・選 考区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数			
		6年度	5年度	比較 増△減	6年度	5年度	比較 増△減	6年度	5年度	比較 増△減	
II類 【秋試 験】	土木造園 (造園)	63	66	△3	56	60	△4	33	39	△6	
	建築	123	123	0	115	116	△1	74	83	△9	
	機械	40	45	△5	35	41	△6	14	24	△10	
	電気	54	59	△5	46	48	△2	27	33	△6	
	福祉	424	453	△29	386	421	△35	250	256	△6	
	心理	147	177	△30	126	147	△21	47	45	2	
	衛生監視 (衛生)	119	117	2	104	111	△7	69	61	8	
	衛生監視 (化学)	35	40	△5	24	32	△8	8	10	△2	
	保健師	330	362	△32	305	334	△29	205	213	△8	
	小計	9,143	10,179	△1,036	8,256	9,164	△908	3,853	3,882	△29	
I類 【秋試 験】	土木造園 (土木)	63	54	9	46	36	10	26	22	4	
	建築	59	37	22	50	28	22	35	20	15	
	小計	122	91	31	96	64	32	61	42	19	
III類		事務 (一 般事務)	1,885	2,398	△513	1,609	2,058	△449	519	482	37
III類【障害者 を対象とする 採用選考】		事務 (一 般事務)	440	553	△113	317	406	△89	107	88	19
経験者	1級職	事務 (一 般事務)	1,540	1,516	24	1,165	1,146	19	385	289	96
		事務 (ICT)	42	48	△6	32	41	△9	17	22	△5
		土木造園 (土木)	44	50	△6	32	41	△9	24	30	△6
		建築	25	37	△12	17	32	△15	14	20	△6
		機械	28	41	△13	22	33	△11	11	11	0
		電気	44	34	10	31	25	6	18	14	4
		福祉	104	63	41	93	45	48	62	31	31
		児童福祉	23	39	△16	21	38	△17	15	29	△14
		児童指導	23	16	7	21	14	7	15	12	3
		児童心理	23	34	△11	20	33	△13	12	21	△9
		小計	1,896	1,878	18	1,454	1,448	6	573	479	94
2級職 (主任)	事務 (一 般事務)	1,008	1,004	4	744	720	24	168	112	56	
	事務 (ICT)	40	55	△15	30	45	△15	15	18	△3	
	土木造園 (土木)	61	48	13	51	40	11	21	19	2	

採用区分	職種 (試験・選考区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数		
		6年度	5年度	比較 増△減	6年度	5年度	比較 増△減	6年度	5年度	比較 増△減
	建築	37	46	△9	29	29	0	20	21	△1
	福祉	60	39	21	54	26	28	35	18	17
	児童福祉	22	28	△6	21	25	△4	15	18	△3
	児童指導	13	9	4	13	9	4	9	9	0
	児童心理	7	15	△8	7	14	△7	7	11	△4
	小計	1,248	1,244	4	949	908	41	290	226	64
3級職(係長級)	事務 (ICT)	13	13	0	12	7	5	3	3	0
	児童福祉	17	9	8	17	9	8	7	5	2
	児童指導	4	1	3	4	1	3	3	1	2
	児童心理	6	8	△2	6	7	△1	3	7	△4
	小計	40	31	9	39	24	15	16	16	0
就職氷河 期世代	事務(一般 事務)	702	996	△294	516	720	△204	78	54	24
合 計		15,476	17,370	△1,894	13,236	14,792	△1,556	5,497	5,269	228

※なお、令和6年度より新設した試験区分の比較増減は皆増として扱う。

(2) 採用選考等

令和6年度に人事委員会が実施した江東区の採用選考等の実施状況は次のとおりです。

① 専門職採用選考

区分	合格者数
医療専門職（医師の課長級以上）	0人
行政専門職（法務の課長級以上）	0人

② 一般職の任期付職員

法第3条※に基づく採用

採用職層	採用承認人数
主任	0人
係長	0人
課長補佐	0人
課長	1人
部長	0人

法第4条※に基づく採用

採用職層	合格者数
係員（1級職）	0人
課長	0人
部長	0人

※地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

(3) 管理職選考（令和6年度）

一般職の管理職としての課長級の職への昇任選考は、第一次選考と第二次選考とに分かれているが、本委員会では、管理職選考種別Ⅰ類における第一次選考について、年度ごとに実施要綱を定め、統一選考を実施している。なお、管理職選考種別Ⅱ類は、令和5年度より申込によらない選考（指名制）を導入し、選考権限を任命権者に委任している。

① 受験資格等

○ I類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢55歳未満で、主任以上の在職期間が6年以上の人。(全部、分割又は免除受験方式で受験す

(受験方式) 全部受験方式—受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式

分割受験方式—受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

免除受験方式－択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式。

前倒し受験方式－主任の職にあり、その在職期間が3～5年目の人（経験者採用制度により採用された人等の特例あり）が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

(選考方法) 筆記考查 (択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題)、勤務評定、口頭試問

(免除資格) 択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として、受験翌年度以降の3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

※ 翌年度にⅠ類（全部、分割、免除）の受験資格を満たさない者については、原則として、受験資格を満たす年度以降3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

○ II類

(受験資格) 日本国籍を有し、かつ、分類基準（I）の適用職種の職務に従事する者で、
基準日現在、4級職に2年以上在職し年齢が60歳未満の人

(選考方法) 人事評価及び面接とする。ただし、任命権者は必要に応じて選考方法を追加できるものとする。

② 令和6年度管理職選考種別I類の実施状況（合格者数）

○ I 類 (全部及び免除受験方式)

(单位：人、%)

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）		
		6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減
I類	事務	380	388	△8	191	214	△23	105	127	△22	27.6	32.7	△5.1
	技術Ⅰ	44	51	△7	21	23	△2	14	15	△1	31.8	29.4	2.4
	技術Ⅱ	49	46	3	22	17	5	14	11	3	28.6	23.9	4.7
	技術Ⅲ	35	46	△11	11	9	2	7	6	1	20.0	13.0	7.0
	技術計	128	143	△15	54	49	5	35	32	3	27.3	22.4	4.9
	合計	508	531	△23	245	263	△18	140	159	△19	27.6	29.9	△2.3

○ I 類 (全部受驗方式)

(单位：人、%)

種別	選考区分	受験者数 (A)			口頭試問進出者数 (B)			合格者数 (C)			合格率 (C/A)		
		6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減

I 類 (全 部)	事務	188	184	4	77	77	0	49	55	△6	26.1	29.9	△3.8
	技術 I	20	23	△3	6	5	1	4	3	1	20.0	13.0	7.0
	技術 II	17	18	△1	6	5	1	3	2	1	17.6	11.1	6.5
	技術 III	11	15	△4	1	1	0	0	1	△1	0	6.7	△6.7
	技術計	48	56	△8	13	11	2	7	6	1	14.6	10.7	3.9
	合計	236	240	△4	90	88	2	56	61	△5	23.7	25.4	△1.7

○ I 類 (免除受験方式)

(単位 : 人、 %)

種別	選考区分	受験者数 (A)			口頭試問進出者数 (B)			合格者数 (C)			合格率 (C/A)		
		6年 度	5年 度	増減	6年 度	5年 度	増減	6年 度	5年 度	増減	6年 度	5年 度	増減
I 類 (免 除)	事務	192	204	△12	114	137	△23	56	72	△16	29.2	35.3	△6.1
	技術 I	24	28	△4	15	18	△3	10	12	△2	41.7	42.9	△1.2
	技術 II	32	28	4	16	12	4	11	9	2	34.4	32.1	2.3
	技術 III	24	31	△7	10	8	2	7	5	2	29.2	16.1	13.1
	技術計	80	87	△7	41	38	3	28	26	2	35.0	29.9	5.1
	合計	272	291	△19	155	175	△20	84	98	△14	30.9	33.7	△2.8

③ 令和 6 年度管理職選考種別 I 類の実施状況 (免除者数)

(単位 : 人、 %)

	対象者数			免除者数				免除率				
	計 (A)	受験方式内訳			計 (B)	受験方式内訳			計 (B/A)	受験方式内訳		
		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し
事務	487	136	95	256	123	32	24	67	25.3	23.5	25.3	26.2
技術 I	63	15	17	31	19	3	6	10	30.2	20.0	35.3	32.3
技術 II	44	14	9	21	14	4	2	8	31.8	28.6	22.2	38.1
技術 III	36	10	12	14	10	3	3	4	27.8	30.0	25.0	28.6
技術計	143	39	38	66	43	10	11	22	30.1	25.6	28.9	33.3
合計	630	175	133	322	166	42	35	89	26.3	24.0	26.3	27.6

注 1 対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数である。

2 全部とは、全部受験方式で筆記考查全てを受験した人。

3 分割とは、分割受験方式で受験した人。

4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人。

2 紹介、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則（地方公務員法第14条）、均衡の原則（地方公務員法第24条第2項）及び職務給の原則（地方公務員法第24条第1項）に則して決定されるものである。例年、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にして、給与等に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。令和6年は、10月9日に23区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。その概要は、以下のとおりである。

〔本年のポイント〕

【給与に関する勧告・報告】

月例給・特別給とともに3年連続引上げ

- 1 公民較差：11,029円（2.89%）
- 2 月例給：初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ
【初任給】I類：23,800円増 III類：23,900円増
- 3 特別給（期末手当・勤勉手当）：年間の支給月数を0.2月引上げ
(現行4.65月→4.85月) 期末手当及び勤勉手当に均等に配分
- 4 職員の平均年間給与：約26万7千円の増（公民比較対象職員）
- 5 扶養手当：配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引上げ

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容（令和6年4月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
58,194人	32,441人	382,163円	38.8歳

2 民間給与実態調査の内容（令和6年4月）

区分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,112民間事業所を調査（調査完了677事業所）

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職 員	差
393,192円	382,163円	11,029円（2.89%）

（注）民間従業員、職員とともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.87月分	4.65月	0.22月

4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差 11,029 円 (2.89%) を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は 10,268 円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年 4 月 1 日時点の 864 人に対し、本年 4 月 1 日時点で 627 人、減少数は 237 人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の 16 人で約 7 %に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

II 改定の内容

1 給料表

(1) 行政職給料表（一）

- 初任給について、国や民間企業における初任給の動向等を踏まえて引上げ
- 若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の引上げ

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
I類	196,200 円	220,000 円	23,800 円
III類	158,100 円	182,000 円	23,900 円

(2) その他の給料表等

- その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定
- 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.2 月引上げ
(現行 4.65 月 → 4.85 月)
- 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

3 実施時期

- 月例給：令和 6 年 4 月 1 日 特別給：条例の公布の日

(参考 1) 公民較差解消による配分

給料	諸手当	はね返り	計
9,191 円	0 円	1,838 円	11,029 円

(参考 2) 公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約 6,425 千円	約 6,691 千円	約 267 千円

III 扶養手当について

国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間企業における家族手当の支給状況の変化、職員の扶養手当支給実態等を勘案し、区の状況に応じた見直しを図ることが適当である。

1 改正内容

- 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（以下「配偶者等」という。）に係る手当を廃止し、それに

より生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引上げ
(配偶者等 : 6,000円→廃止、子 : 9,000円→10,500円)

2 実施時期

- ・令和7年4月1日
- ・受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、改正は段階的に実施する。

IV 今後の給与制度

国の給与制度のアップデートを踏まえ、特別区の実情、国や他の地方公共団体の状況及び民間給与との均衡を考慮し、見直しに向けて検討が必要である。

人事・給与制度に関する意見

1 未来を切り拓く人材の確保と育成

- ・行政は、地域共生社会の実現や災害対策、DXの推進等、複雑・多様化する行政課題の解決のため、未来を切り拓く人材の確保と育成が急務と言える。

2 時代に応じた採用制度の見直し

(1) 将来を見据えた人材確保・育成策の検討

- ・有為な人材の確保と職員の成長支援、研修等の環境整備に重点的に取り組む必要がある。
- ・公務への取組で得られる職員自身の成長実感がやりがいにつながり、組織パフォーマンスの向上に資する。

(2) 採用環境を踏まえた採用試験・選考の実施

- ・試験内容の変更等、採用試験・選考の見直し・検証を継続して取り組んでいく。
- ・令和7年には、SPIを活用した新たな試験方法を追加し、I類採用試験で実施を予定している。

(3) 採用PR等の戦略的な展開

- ・有為な人材の確保には、公務の魅力を広く発信することが肝要であり、PR活動をいかに就職・転職活動中の者へ届けるかが重要である。
- ・就職活動前の学生も対象とした職場体験の機会の提供は、公務の魅力への理解を深めることができるため、積極的な取組が求められる。
- ・内定後から採用までの間、特別区で働く意欲を向上させる取組が重要である。

(4) 障害者の雇用促進

- ・障害者のキャリア形成の支援により障害者雇用の質の向上が求められている。

(5) 専門人材の活用

- ・自治体DXの推進に向けた課題と必要なスキルを見極め、職員の得意分野を活かした適切な人材管理を行うことが肝要である。
- ・行政需要の高度化やDX推進の必要性の高まりに伴い、特定任期付職員の活用を早急に検討する必要がある。

3 人材の育成

(1) 人事評価制度の適切な運用

- ・管理職への本人開示制度の整備及び評価者研修の確実な実施が必要である。
- ・職務に求められる能力を可視化し、職員がその達成度を認識することで自身の成長を実感できる環境づくりが必要である。
- ・評価者による定期的な面談と職員の多様な能力を踏まえた指導・助言を行うことが肝要である。

(2) 若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成

- ・従来の研修やOJTの充実に加え、キャリア形成支援に係る取組やきめ細かい人事上の対応を図るなど、これまでとは異なる視点による人材育成の推進が必要である。
- ・主任職昇任選考に対する試験制度の工夫や適切な合格者数の管理が重要である。

(3) 管理職を担う者の人材育成

- ・管理職を担うべき人材を早い段階から育成することが必要である。
- ・様々なスキルを有する職員をマネジメントする能力を身に付ける研修を行い、管理職を担う人材を積極的に確保していかなければならない。

(4) 女性活躍の推進

- ・働き方が多様化する中で、それぞれの職員に対して適正に評価することにより、適切な人材育成と積極的な登用を図る必要がある。
- ・昇任選考受験に対する支援や昇任への不安解消に向けたサポート体制を整備することが重要である。

(5) 時代に適応した組織マネジメントの確立

- ・人事施策を戦略的に行うためには、管理職員のマネジメント能力だけに頼らない人材マネジメント体制を構築する必要がある。
- ・職員の成長を最大限引き出すため、職員の働き方や個人の価値観の多様化等に適応した組織マネジメントを確立することが求められる。

(6) 高年齢層職員の能力及び経験の活用

- ・高年齢層職員が早い段階から高齢期の働き方のイメージを持ち、これまで培ってきた知識経験を存分に活かすことができる環境を整えることが必要である。

勤務環境の整備等に関する意見

1 誰もが活躍できる勤務環境づくり

- ・多様で柔軟な働き方の重要性の見直しや人材確保競争の激化が進み、特別区においても限られた人的資源を最大限活かすことが必要である。
- ・全ての人が柔軟に働き活躍できる職場環境の整備は、職員がやりがいや意欲を高めキャリア形成や成長実感を得ながら自己実現していくことや、仕事の質と組織全体の効率性・生産性を向上させることにつながる。
- ・多様で柔軟な勤務環境の整備には、組織マネジメント及び制度を活用できる職場風土の構築が重要である。

(1) 職員のやりがいや意欲を高める環境づくり

(勤務環境の制度・整備等)

- ・テレワークは多様な働き方やワーク・ライフ・バランスという観点だけではなく、事業継続や業務効率等の観点からも導入と活用が必要である。
- ・フレックスタイム制導入の検討が引き続き必要である。
- ・定年引上げに伴い、高年齢層職員の多様な働き方のニーズに応えるため、勤務環境の整備が重要である。
- ・働き方の選択肢を広げるとともに、職場に適した制度の活用ができる職場風土の構築が必要である。

(仕事と生活の両立支援)

- ・男性職員の育児休業取得率等が向上しており、各区の取組が進んでいる。
- ・性別や職層に関係なく仕事と生活が両立できる勤務環境の整備に向け、男性の育児休業の長期化、代替措置の充実や復帰後支援等の取組を図ることが必要である。

(2) 魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり

(長時間労働の是正)

- ・超過勤務に係る要因の整理・分析・検証の結果を踏まえ、DX推進や人員配置等、様々な方策を駆使することが重要である。
- ・教職員の長時間労働是正に向け、各区教育委員会による実効性の伴う対策が必要である。

(年次有給休暇の取得促進)

- ・管理職の年次有給休暇の取得促進は、休みやすい勤務環境づくりを推進する上でも有効である。
- ・時間単位休暇を除いた年5日以上の取得ができるように配慮することは、職員の健康を確保する上でも重要である。

(メンタルヘルス対策の推進)

- ・メンタルヘルス対策においては、管理職の役割が重要であるため、対応力を向上させる研修の定期的・計画的な実施が必要である。
- ・セルフケアは、メンタルヘルス不調の未然防止に有効であり、これを習得するための研修は重要である。

(ゼロ・ハラスメント対策)

- ・根絶の第一歩は正しい知識と理解にあり、全職員の定期的な研修受講が必要である。
- ・区の外部にも相談窓口を設置するなど、相談体制の拡充が必要である。
- ・国・東京都等の動向を適時に捉えた、カスタマー・ハラスメント防止に向けた積極的な取組を推進する必要がある。

2 区民からの信頼の確保

- ・コンプライアンス意識の醸成・向上等を目的とする研修を定期的・継続的に実施する必要がある。
- ・職員からの通報制度の整備への積極的な取組が望まれる。

特定任期付職員採用制度についての意見の申出

- ・特定任期付職員採用制度を導入する場合において、給料表及び期末手当・勤勉手当等の取扱いについて意見を申し出る。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和6年度中における江東区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの継続 件数 A	令和6年度 要求件数 B	完結件数 C	翌年度継続件数 A+B-C	備 考
0件	0件	0件	0件	

4 不利益処分に関する審査請求の状況

令和6年度中における江東区の審査請求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの継続 件数 A	令和6年度 請求件数 B	完結件数 C	翌年度継続件数 A+B-C	備 考
18件	0件	0件	18件	